別表２

補助制度の名称		**坂のまちエリアリノベーション（隣地統合補助）**
第２条関係（用語の定義）	用語の定義	次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 狭小地等　平成 30 年 10 月 1 日時点において、面積が 100 平方メートル未満の土地（以下、「土地」とは登記記録における一筆を単位とする土地をいう。）をいう。 (2) 無接道地　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第１項又は同条２項に規定する道路に２メートル以上接しない土地をいう。 (3) 隣地統合　狭小地等又は無接道地を含む二筆以上の土地（土地同士が２メートル以上接するものに限る。）を購入により統合することをいう。ただし、通路として利用している土地を含むものは除く。 (4) 購入物件　隣地統合のため、新たに購入する見込みの土地（当該土地の購入に付随して取得する私道及びその持分を含む。）及び当該土地に存する建物をいう。 (5) 売却物件　隣地統合のため、新たに売却する見込みの土地（当該土地の売却に付随して売却する私道及びその持分を含む。）及び当該土地に存する建物をいう。
第３条関係（交付対象）	目的・概要	単独では市場価値が低く流通困難な狭小地等又は無接道地を隣地と統合することにより、空き家や空き地の解消を促し、住環境の改善に寄与するため、隣地統合に関する費用を補助する。
	対象にできる物件	次の各号のすべてに該当するものとする。 (1) 神戸市内（ただし、土砂災害特別警戒区域を除く。）に存する土地であること。 (2) 国又は地方公共団体が所有（過去１年の間に所有していたものも含む。）、又は管理する土地でないこと。 (3) 過去３年の間に、この別表に基づく補助金又は「住環境改善支援制度」及び「神戸市密集市街地隣地統合事業補助金交付要綱」の補助金の交付を受けていないこと。
	要件	次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 隣地統合する二筆以上の土地のうち少なくとも一筆は宅地であること。 (2) 隣地統合する土地は、申請時点において、異なる所有者のものであること。複数人で所有している場合も同様とする。 (3) 売主のみの交付申請でないこと。 (4) 隣地統合にあたり購入する土地に建物が存する場合は、当該建物も含めて購入すること。 (5) 隣地統合後は、一体として利用すること。ただし、すべての

<table>
<tr><td></td><td></td><td>土地（道路又は通路として利用する部分を除く。）が 100 平方メートル以上になる場合に限り、分筆して利用することができる。
(6) 補助事業の完了後、当該土地の一体利用の状況等について、調査を行う場合がある。その際、市長が報告を求めた場合は、必要な協力を行うこと。
(7) 当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。
(8) 当該補助事業にすでに着手していないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>申請をできる者</td><td>次の各号のいずれかに該当するものとする。<table><tr><td></td><td>買主補助</td><td>売主補助</td></tr><tr><td></td><td>(1) 隣地統合後の土地の所有者</td><td>(1) 売却物件の所有者</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">(2) 事業計画を取りまとめる者（物件所有者等関係者より同意書(様式第 9 号)を取得すること）</td></tr></table>次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。
(1) 神戸市税の滞納のある者
(2) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者</td></tr>
<tr><td>対象にできる経費</td><td>補助事業者が当該年度内に行う隣地統合に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないこととする。<table><tr><td>買主補助</td><td>売主補助</td></tr><tr><td>(1) 購入物件の購入に要する仲介手数料（宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条に規定する報酬をいう。）
(2) 購入物件の所有権移転登記等に要する経費
(3) 隣地統合した土地の合筆のための測量、境界明示又は登記に要する経費
(4) 隣地統合した土地を合筆と同時に分筆する場合は、その分筆のための測量、境界明示又は登記に要する経費</td><td>(1) 売却物件の売却に要する仲介手数料（宅地建物取引業法第 46 条に規定する報酬をいう。）
(2)売却物件の売却にあたり必要となる場合、測量、境界明示又は登記に要する経費</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>補助金の額</td><td colspan="2">次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
(1) 補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計
(2) 500 千円</td></tr>
<tr><td>第 4 条関係
(交付申請)</td><td>交付申請時の
提出書類</td><td>買主補助</td><td>売主補助</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(1) 補助金交付申請書(様式第 1 号)
(2) 隣地統合する土地の所在がわかる位置図
(3) 隣地統合する土地(購入する土地に存する建物を含む）の所有者が分かる書類（公図及び登記事項証明書 (原則、発行日から 3 か月以内のもの）の写し等)
(4) 隣地統合する土地が 2 メートル以上接することが確認できる図面等
(5) 隣地統合した土地を分筆する場合は、その計画 (配置、面積等）がわかる図面
(6) 現況の写真
(7) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し
(9) その他市長が必要と認める書類</td><td>(1) 補助金交付申請書(様式第 1 号)
(2) 隣地統合する土地の所在がわかる位置図
(3) 隣地統合する土地(売却する土地に存する建物を含む）の所有者が分かる書類（公図及び登記事項証明書 (原則、発行日から 3 か月以内のもの）の写し等)
(4) 隣地統合する土地が 2 メートル以上接することが確認できる図面等
(5) 現況の写真
(6) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し
(7) その他市長が必要と認める書類

ただし、同時に買主補助の交付申請が行われる場合は、第 2 号から第 5 号の提出を省略することができる。</td></tr>
<tr><td>第 5 条関係
（審査会）</td><td>―</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>第 6 条関係
(交付の決定)</td><td>補助事業の
着手に含む行為</td><td colspan="2">補助事業に係る契約の締結又は購入物件の売買契約の締結</td></tr>
<tr><td>第 7 条関係
(補助事業の
変更等)</td><td>軽微な変更</td><td colspan="2">次の各号のいずれにも該当しない変更とする。
(1) 補助対象物件又は補助事業者の変更
(2) 補助事業の目的を大きく変更するもの
(3) 交付決定における補助金の額に変更を生じるもの
(4) 交付決定における交付の条件に変更を生じるもの</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">(5) 補助対象経費の金額を大きく変更するもの
(6) その他市長が認めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第８条関係
(実績報告)</td><td rowspan="2">実績報告時の
提出書類</td><td>買主補助</td><td>売主補助</td></tr>
<tr><td>(1) 補助事業実績報告書(様式第８号)
(2) 購入物件を購入したことがわかる書類（売買契約書及び領収書の写し、所有権移転登記後の登記事項証明書等)
(3) 無接道地を含む隣地統合の場合は、無接道地であることがわかる書類（重要事項説明書の写し等)
(4) 分筆を行った場合は､分筆後の状況が分かる書類（公図及び登記事項証明書の写し等)
(5) 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書
(6) 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し
(7) 補助金の受領を委任する場合は、受任者から補助事業者への請求書の写し
(8) その他市長が必要と認める書類</td><td>(1) 補助事業実績報告書(様式第８号)
(2) 売却物件土地を売却したことがわかる書類（売買契約書の写し、所有権移転登記後の登記事項証明書等)
(3) 無接道地を含む隣地統合の場合は、無接道地であることがわかる書類（重要事項説明書の写し等)
(4) 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書
(5) 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し
(6) 補助金の受領を委任する場合は、受任者から補助事業者への請求書の写し
(7) その他市長が必要と認める書類

ただし、同時に買主補助の実績報告が行われる場合は、第２号及び第３号の提出を省略することができる。</td></tr>
<tr><td></td><td>例外要件</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="2">＊その他の事項</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行履歴</td><td colspan="2">制定　令和７年７月１日</td></tr>
</table>